

はらだ居宅介護支援事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人一誠会が開設するはらだ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

第2条 同事業所の介護支援専門員は、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、その有する能力に応じた指定居宅介護支援を適切に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施にあたり、関係市町村・指定居宅サービス事業者・他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るものとする。

2. 事業所は、要介護者等が保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が適切に利用できるよう、要介護者等及び家族からの依頼を受けて、要介護者等の心身の状況、置かれている環境及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス計画に基づき各サービスの提供が確保されるよう、他の事業所との連絡調整及び紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

3. 事業の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類または特定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう努めるものとする。

4. ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介の求めや当該事業所をケアプランに位置付けた理由の求めに応ずることを可能とする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) (名称) はらだ居宅介護支援事業所

(2) (所在地) 旭川市1条通16丁目右7号（はらだ内科内視鏡健診クリニック内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 介護支援専門員 1人

管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込に関わる調整、業務状況把握、管理及び指示を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援提供に当たる。

(2) 介護支援専門員 2人

内訳 常勤 2人（内1人は管理者と兼務）

介護支援専門員は、介護サービス計画を作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、国民の祝祭日、8月15日、12月30日から1月3日までは除く。

(2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後 5時

土曜日 午前8時30分～午後12時30分

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法・内容)

第7条 指定居宅介護支援事業の提供方法・内容は次のとおりとする。

(1) 提供方法

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ア 利用者の相談を受ける場所 | はらだ居宅介護支援事業所 |
| イ 使用する課題分析票の種類 | MDS-HC2.0方式 |
| ウ サービス担当者会議の開催 | はらだ居宅介護支援事業所 |
| エ 居宅訪問 | 原則としてケアプラン作成前とし、必要に応じて訪問 |

(2) 内容

- ア 市町村からの委託を受けて行う要介護認定調査
- イ 居宅介護サービス計画の作成
- ウ 介護に関わる相談援助や、要介護認定の申請手続きの代行
- エ サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介
- オ その他要介護者等の自立に必要な援助

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の1市近隣6町とする。

旭川市、東神楽町、東川町、当麻町、鷹栖町、比布町、美瑛町

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとしその費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

2. 第8条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収するものとするが、タクシー利用の場合は、実費額とする。

- ・ 事業所から片道概ね25km以上 1,500円

3. 交通費の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いを同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする

(ハラスメント対策)

第10条 はらだ内科内視鏡健診クリニック職場におけるハラスメントの防止に関する規定を順守する。

(身体拘束)

第11条 事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るために、次にあげる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生、再発を防止するため次の措置を講ずものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該職員または、利用者家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ報告するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1週間
- (2) 継続研修 年1回

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た、利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後もこの秘密を保持させるべき旨を雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、はらだ内科内視鏡健診クリニックと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとし、業務継続計画を定期的に見直し必要に応じた変更を行うこととする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、はらだ内科内視鏡健診クリニックの感染対策委員会にてその対策を協議、対応指針を整備し、定期的に研修会や訓練を実施して感染対策の資質向上に努め事業所もこれに準ずる。

(附則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- | | |
|--------------|-------------|
| 平成14年4月1日改正 | 令和4年4月1日改正 |
| 平成14年6月1日改正 | 令和6年4月18日改正 |
| 平成21年4月1日改正 | 令和6年6月1日改正 |
| 平成22年4月1日改正 | 令和7年3月1日改正 |
| 平成28年10月1日改正 | 令和8年6月15日改正 |
| 平成29年4月1日改正 | |
| 平成30年9月1日改正 | |